

## ○ 育児休業中の収入について

### ① 相談要旨

私は民間企業の正社員である。第2子の出産のため育児休業を取得する予定であるが、その間、収入が全くなくなってしまう。どうすればよいか。



### ② 結果の概要

相談を受けた行政相談委員が相談者の雇用形態、勤続年数等を確認したところ、育児休業給付金の対象となる可能性が高かったため、同給付金について説明し、ハローワークに相談するよう助言しました。

後日、相談者から連絡があり、ハローワークで同給付金の申請ができたとのことのお喜びの声が寄せられました。

【参考：「育児休業給付の内容と支給申請手続（2024年（令和6年）8月1日改訂版、厚生労働省作成）」から抜粋】

#### 育児休業給付金の支給要件（抜粋）

- ① 1歳未満の子を養育するために、育児休業を取得した被保険者であること（2回まで分割取得可）。
- ② 休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。
- ③ 一支給単位期間（育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間）中の就業日数が10日以下または就業した時間数が80時間以下であること。